

障がい福祉サービスの利用者負担のしくみ

●利用者負担の範囲

障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を利用したときに、事業者へお支払いいただく費用は、サービス費の原則1割です。ただし、本人の属する世帯の所得区分に応じて利用者負担上限額が設けられています。

また、食費、光熱水費、日用品費などがかかる場合は実費となります。

●利用者負担上限月額

【障がい者】

18歳以上の障がいのある方（施設に入所する18、19歳を除く）

※所得を判断する世帯範囲：障がいのある人とその配偶者



区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※20歳未満の入所者は28万円未満 ※20歳以上の施設入所者、グループホーム利用者は除く	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

【障がい児】

18歳未満の障がいのある方（施設に入所する18、19歳を含む）

※所得を判断する世帯範囲：保護者の属する住民票での世帯

区分	世帯の収入状況		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ 利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外の人		37,200円

●高額障がい福祉サービス等給付費

同じ世帯で同じ月に障がい福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計額が基準額を超える場合、高額障がい福祉サービス費等が支給されます（申請による償還払い）。

